

網 監 査 第 22 号

令 和 2 年 2 月 4 日

網走市長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井 戸 達 也 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 金 兵 智 則

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和元年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

令和元年度 定期監査結果報告

1. 監査の対象

- ◎市長部局
 - 企画総務部 企画調整課、情報政策課、職員課
 - 市民環境部 戸籍保険課
 - 健康福祉部 社会福祉課、健康推進課
 - 観光商工部 観光課、商工労働課
 - 農林水産部 農林課、水産漁港課
 - 建設港湾部 建築課、港湾課
- ◎教育委員会
 - 学校教育部 学校教育課
 - 社会教育部 社会教育課、スポーツ課
 - 学校関係 網小、中央小、東小、第二中
- ◎水道部局 営業経営課、上水道課、下水道課

2. 監査の期間

平成 31 年 4 月 25 日から令和 2 年 1 月 21 日まで（市長部局等関係）
令和元年 9 月 2 日から令和 2 年 1 月 21 日まで（学校関係）

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康
網走市監査委員 金兵 智 則

4. 監査の対象年度等

平成 30 年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、平成 29 年度及び直近事務の一部も対象とした。

5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

指 摘 事 項

1. 補助金等の適正な執行について

補助金等交付事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。補助事業者に対し、「網走市補助金等交付規則」及び各要綱等を遵守し、正確な書類の作成と適正な事務処理を行うよう強く指導するとともに、今後このようなことが無いよう、取扱いについて十分留意すること。

- (1) 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、当該年度終了後相当期間を経過しているにも関わらず、未提出の団体が複数見られた。
- (2) 補助金の額の確定時には、実績報告書等の書類審査を行い、事業が適切に行われているかの確認をしたうえで、補助金の額を確定し、通知するものとしているが、事業実績の内容記載が不明瞭なものや実績報告等が未着の状態を確認作業が十分されないまま確定通知書を出していた団体があった。

【社会福祉課】

2. 契約事務の適正な執行について

賃貸借契約、委託契約及び物品購入契約において、次のような不適切な事務処理が行われた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務処理の執行に努めること。

- (1) 物品の賃貸借契約で、5年間の継続契約にも関わらず、月額を予定価格としていた。また、随意契約事由について、緊急的な設置が必要としていたが、本件は、既存 AED の更新であり、根拠法令の「緊急事由」には該当しないものと考えられる。本来、複数の見積もりにより、事業者選定をすべき案件を 1 者随意契約としていたもの。
- (2) 委託契約において、予定価格の根拠となる資料の不備、予定価格 30 万円超の契約に必要な予定価格調書の不備、契約期間の記載誤り、完成受渡書の受理後の未処理等が見られた。
- (3) 物品購入契約における随意契約事由として、不適切な根拠法令が記載されていた。また、代表印のない見積書が契約額の根拠となる決裁文書に添付されていた。

【港湾課】

指 導 事 項

1. 適正な事務処理について

一般事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。基本的な事務の取扱いを確認し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を執行されたい。

- (1) 担当課の統計冊子作成に係る決裁文書において、決裁印の押印されていない文書（契約の報告）があった。決裁文書の回議については、「網走市事務決裁規程第 3 条（決裁の方法）」に規定されているとおり、決裁権者の押印によるものとされている。
- (2) 所管施設の管理委託契約において、管理期間が年度末までであるにも関わらず、業務完了の検査日が 3 月上旬の日付けとなっていた。また、その委託料について、契約期間終了の前に支出されていた。

【農林課】

2. 契約事務の適正な執行について

(1) 委託契約事務において、予定価格の根拠となる資料の不備、随意契約の根拠法令の解釈誤り、公表すべき案件の非公表など、不適正な事務処理が散見された。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務を執行するよう努められたい。

【観光課】

(2) 契約事務について、次のような不適切な事務処理が散見された。

事務の基本的な取扱いを確認し、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

①小学校トイレ清掃業務委託契約において、予定価格が「地方自治法施行令167条の2第1項第1号」に基づく「別表第五」で定める額を超えた随意契約が認められた。

②学校照明器具取付工事契約において、工事契約に必要な工事完成報告書（第39-3号様式）、工事関係書類の提出（第19号様式）、予定価格の根拠となる設計書等、関係書類（網走市契約に関する規則の様式集）の不備が見受けられた。

なお、本件に関しては、建物内の備品取付けという業務内容から判断し、業務委託契約の扱いによる事務が望ましいと考える。

【学校教育課】

検 討 事 項

1. 返納金等の収納対策及び適正な債権管理について

診療報酬返納金の滞納繰越分について、個人の資力及び法人の経営状況を注視し、返還額の見直しや弁護士への相談等により、引き続き債権回収に努められたい。

また、医療費の返納金及び損害賠償金の対応については、他市の事例やノウハウを参考に取るなど、債権回収に努めるとともに、滞納繰越金の取扱いについて、新たに制定された「網走市私債権の管理に関する条例」等に基づき、適正な債権管理の事務を進められたい。

【戸籍保険課】

2. 適正な支出事務について

(1) 業務完成検査調書の検査日から約9ヶ月経過後の支出事務が認められた。諸事情を鑑みても、その期間は長期であり、不適切であることから、適正な支出事務に努められたい。

【農林課】

(2) 業務委託契約の支出に関して、完了検査後、5ヶ月程経過したのちの支出事務となっており、不適切な部分が見受けられた。適正な支出事務に努められたい。

【社会教育課】

3. 指定管理者制度について

レイクサイドパークについては、指定管理者により、施設の維持管理及び運営が行われているところであるが、施設及び付属設備の更新に関わるものや基本性能においても、指定管理者が施設の修繕、維持管理経費として負担している部分がみられた。

工事または修繕が必要な場合については、協定書の経費負担区分に基づき適正な施設の維持管理に努められたい。

【水産漁港課】

その他の意見

上の指摘等事項とは別に、その他の監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- | | | |
|----|------|--------------|
| 1. | 意見事項 | 2件 |
| 2. | 要望事項 | 4件（内2件 学校関係） |